

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月24日現在

～2022年3月23日

2022年3月24日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

2 料金額

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの

2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの

簡易メール（SMS）機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |

備考

1～6 (略)

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

2 料金額

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの

2-5-1-2 2-5-1-1以外のもの

簡易メール（SMS）機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |

備考

1～6 (略)

7 当社は、この機能に「危険SMS拒否設定」を提供します。

8 「危険SMS拒否設定」とは、「危険SMS」と判定されたメッセージの受信を自動的に拒否することをいいます。

9 「危険SMS」とは、実在する宅配便事業者、金融機関又はインターネット通販事業者等を装い、口座情報やアカウント情報等の個人情報の窃取又は金銭の詐取等の不正行為の実施を目的として、不正なアプリのインストール、Webサイトへのアクセス又は電話を行うように誘導するURL又は電話番号等が含まれるメッセージをいいます。

10 当社は、危険SMS拒否設定が有効な状態を標準として提供します。ただし、「SMS一括拒否」を有効にしている等、危険SMS拒否設定と併用できない設定を有効にしている場合は、この限りではありません。

11 モバイルアクセス契約者は、危険SMS拒否設定について、随時、無効又は有効に変更することができます。この場合、その変更は、モバイルアクセス契約者が所定のWebサイトから行うものとします。

12 危険SMS拒否設定により受信が拒否されたメッセージを復元することはできません。

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月24日現在

～2022年3月23日

2022年3月24日～

(注) (略)

13 当社は、危険SMS拒否設定を提供する目的に限り、モバイルアクセス契約者が受信する前にすべてのメッセージの情報（送信元情報及び本文内容を含みます。）を機械的及び自動的に取得することにより、危険SMSを検知します。

14 当社は、危険SMS拒否設定の提供において検知した危険SMSに関する情報を蓄積し、匿名化及び統計的なデータに加工した上で、次に定める目的で利用することがあります。

- (1) 危険SMSの判定精度向上
- (2) 危険SMS送信者及びメッセージの中継事業者への是正要求
- (3) 利用者の危険SMSに係る不正サイトへのアクセス防止
- (4) 携帯電話事業者間での危険SMSに関する対策の実施

15 当社は、備考14の目的達成のため、匿名化及び統計的なデータに加工した危険SMSに関する情報を第三者に開示することがあります。

16 モバイルアクセス契約者は、備考13から15までに定める事項について、あらかじめ包括的に同意していただきます。

17 当社は、危険SMS拒否設定における危険SMSの検知及び受信拒否の完全性（危険SMSに該当しないメッセージを受信拒否しないことを含みます。）を保証するものではなく、危険SMS拒否設定の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(注) (略)

附 則（令和4年3月11日 D P S サ第00892308号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、この改正規定により提供を開始する危険SMS拒否設定に関し、次に掲げるモバイルアクセスサービスについても適用します。

- (1) N S 才第00210363号（平成29年6月29日付）の附則2に係るもの
- (2) N S 才第00607161号（令和2年2月21日付）の附則2に係るもの
- (3) N S 才第00616912号（令和2年3月12日付）の附則2に係るもの